

【建築基準法関係】

○:有り、×:無し

項目	有無	摘要
屋根等不燃化地域 (法第22条関係)	○	平郡、阿月、大畠、神代、遠崎及び準防火地域を除いた地域
災害危険区域 (法第39条関係)	×	条例無し
道路 (法第42条関係)	○	道路の種別は、特定行政庁(山口県柳井土木建築事務所)へお問い合わせください。
容積率 (法第52条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域の指定のない地域は、下表のとおり
建ぺい率 (法第53条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域の指定のない地域は、下表のとおり
斜線制限(高さ制限) (法第56条関係)	○	法令のとおり 用途地域の指定のない地域は、下表のとおり
日影規制区域 (法第56条の2関係)	○	法別表第4(に)欄の(二)号に記載の住居系地域
建築協定 (法第69~73条関係)	×	条例無し

\*ご不明な点がございましたら、山口県柳井土木建築事務所へお問い合わせください。

電話0820-22-0397(建築住宅課直通)

<用途地域の指定のない地域の建築形態規制>

対象となる地域	日積、伊陸、新庄、余田ほか白地地域	阿月、伊保庄、平郡
容積率	100%	200%
建ぺい率	60%	70%
道路斜線制限	1/1.25	1/1.5
隣地斜線制限	20m+∠1.25	20m+∠1.25
摘要	低層の住宅、商店、事務所等が混在する地区等	建ぺい率の高い漁村集落等、狭小敷地に住宅等が集積する地区等

\*旧大畠町の区域については、建築形態規制などの集団規定が適用されません。

【都市計画法関係】

○:有り、×:無し

項目	有無	摘要
都市計画区域	○	「柳井都市計画区域」→区域区分非設定（通称、非線引き）のため、市街化区域及び市街化調整区域はありません。旧大島町の区域（大島、神代及び遠崎）は都市計画区域外
準都市計画区域	×	
用途地域	○	都市計画総括図のとおり
特別用途地区	×	
特定用途制限地域	×	
高層住居誘導地区	×	
高度地区又は高度利用地区	×	
防火地域又は準防火地域	○	防火地域：無し 準防火地域：商業地域と近隣商業地域
景観地区、風致地区	×	
駐車場整備地区	×	
臨港地区	○	柳井港 東港臨港地区（面積5.7ha中、商港区5.2ha）1箇所
緑地保全地域等	×	
流通業務地区	×	
生産緑地地区	×	
伝統的建造物群保存地区	○	柳井市古市・金屋伝統的建造物群保存地区（面積1.7ha）1箇所
都市施設（道路）	○	都市計画総括図のとおり
同上（公園）	○	都市計画総括図のとおり
同上（下水道）	○	都市計画総括図のとおり
土地区画整理事業	×	土穂石土地区画整理事業は廃止
市街地再開発事業	×	
地区計画	○	柳井津古市地区地区計画（面積0.5ha）1箇所

【その他】

○:有り、×:無し

項目	有無	摘要
宅地造成及び特定盛土等規制法	○	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域とも有り
景観法	○	重点景観計画区域：柳井駅前、古市金屋、古市金屋周辺地区 一般景観計画区域：重点を除く柳井市全域
都市緑地法	×	緑地協定
都市再生特別措置法	○	都市機能誘導区域、居住誘導区域とも有り

\* ご不明な点がございましたら、都市計画課へお問い合わせください。

電話0820-22-2111（内線231、232）